

## ○「相続人」と「現所有者」について

固定資産税に関する「相続人」とは、「被相続人の方の納税義務を継承する方」のことです。相続放棄等の特段の事情がない限り、納税義務を継承します。

ここでいう相続人は、「被相続人がお亡くなりになった年以前分の固定資産税の納税義務」にのみ関係します。

固定資産の登記名義人等（登記名義人及び未登記家屋の名義人）が亡くなり、相続が発生してから相続登記等（相続登記及び未登記家屋の名義変更手続き）が完了するまでの間は、主に相続人がその固定資産の「現所有者」となります。ただし、特定遺贈があった場合等は相続人ではない方が現所有者となることもあります。

上記のことから、多くの場合で相続人と現所有者は同一の方となります。

## ○「相続人代表者指定届兼現所有者申告書」について

小矢部市では、相続人の中から「相続人代表者」を指定していただくようお願ひしています。相続人代表者の方には、被相続人の方がお亡くなりになった年以前分の固定資産税等の市税に関する書類をお送りします。

納付が完了していない税金がある場合には、その納付についてもお願ひしています。

また、現所有者の方は小矢部市に対して現所有者申告書を提出する義務があります（小矢部市税条例第 81 条の 3）。申告の際には、現所有者の中から「現所有者代表者」を選んで申告していただくようお願ひしています。

「現所有者代表者」は、被相続人の方がお亡くなりになった年のうちに相続登記等が完了しない場合、その翌年以降、相続登記等が完了するまで「現に所有している者の代表者」となります。現所有者代表者の方には、被相続人の方がお亡くなりになった年の翌年以降分の固定資産税に関する書類をお送りします。

固定資産に関する「相続人」と「現所有者」は、上記のとおり性質の異なるものではありませんが、同一の方となる場合が多いことから、小矢部市ではその代表者を「相続人代表者指定届兼現所有者申告書」の提出によって指定・申告していただいております。

## ○「相続人代表者指定届兼現所有者申告書」の提出期限について

現所有者の方は、自身が現所有者であることを知った日の翌日から 3 月を経過した日までに、小矢部市に現所有者申告書を提出する必要があります。なお、正当な事由がなく申告をしなかった場合は、その者に対して 10 万円以下の過料を科する旨が規定されています（地方税法第 386 条、小矢部市税条例第 82 条）。

事務手続きの都合上、申告期限に前後して提出をお願いする場合もありますのでご了承ください。

## ○「現に所有している者（現に所有している者の代表者）」について

固定資産税は、原則的に毎年 1 月 1 日（賦課期日）時点での登記名義人等に課税することとなっています。

しかし、登記名義人等がお亡くなりになっている場合は、賦課期日時点で固定資産を「現に所有している者」に課税することとなっています。

前述のとおり、被相続人の方がお亡くなりになった年のうちに相続登記等が完了しない場合、賦課期日時点での「現所有者」の方が、固定資産を「現に所有している者」となります。

「現所有者代表者」として申告いただいた方に、「現に所有している者の代表者」として、賦課期日の属する年の固定資産税を課税いたします。これは、相続登記が完了する年まで継続します。

どなたからも申告がなかった場合は、小矢部市で戸籍調査等を行い、それにより判明した、固定資産を「現に所有している者」に対して課税します。